

# 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次） （歯・口腔の健康づくりプラン）に関する説明資料



# 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項について

## 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項

- 平成23年に施行された「歯科口腔保健の推進に関する法律」の第12条第1項において、**厚生労働大臣は歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を定めること**としている。
- 歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項では、同法において規定されている**国及び地方公共団体が講ずる施策について、総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項**を定める。

### 国及び地方公共団体が講ずる施策（第7～11条）

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

参考) 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）

（歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等）

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの**総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定める**ものとする。

- ◆ 平成24年7月に、歯科口腔保健に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的事項として、**平成24年から平成34年までの10年間の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（第1次）**が定められた。
- ◆ 令和3年には、都道府県等の策定する**医療計画等の期間と調和を図る**観点から、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の**期間を1年延長し、令和5年度まで**とされた。なお、**令和4年度に最終評価が実施**された。
- ◆ **令和6年度から令和17年度までの12年間の「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（第2次）**は、「**歯・口腔の健康作りプラン**」として、歯科口腔保健に関する国及び地方公共団体の施策等を総合的に推進するための基本的な事項を定めることとしている。

# (参考) 「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の最終評価結果概要

：「健康日本21（第二次）」と重複しているもの

具体的指標	策定時の ベースライン値	目標値	目標値 (変更後)	最終評価 (直近値)	評価
<b>1. 歯科疾患の予防における目標</b>					<b>目標全体の評価：E</b>
(1) 乳幼児期					
① 3歳児でう蝕のない者の割合の増加	77.1%	90%		88.1%	B
(2) 学齢期					
① 12歳児でう蝕のない者の割合の増加	54.6%	65%		68.2%	A
② 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	25.1%	20%		—	E
(3) 成人期（妊産婦である期間を含む。）					
① 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	31.7%	25%		21.1%	A
② 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	37.3%	25%		—	E
③ 40歳の未処置歯を有する者の割合の減少	40.3%	10%		—	E
④ 40歳で喪失歯のない者の割合の増加	54.1%	75%		—	E（参考指標：C）
(4) 高齢期					
① 60歳の未処置歯を有する者の割合の減少	37.6%	10%		—	E
② 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	54.7%	45%		—	E
③ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60.2%	70%	80%	—	E（参考指標：B）
④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	25.0%	50%	60%	—	E（参考指標：B）
<b>2. 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標</b>					<b>目標全体の評価：D</b>
(1) 乳幼児期及び学齢期					
① 3歳児で不正咬合等が認められる者の割合の減少	12.3%	10%		14.0%	D
(2) 成人期及び高齢期					
① 60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	73.4%	80%		71.5%	C
<b>3. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標</b>					<b>目標全体の評価：B*</b>
(1) 障害者・障害児					
① 障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	66.9%	90%		77.9%	B*
(2) 要介護高齢者					
① 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加	19.2%	50%		33.4%	B*
<b>4. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標</b>					<b>目標全体の評価：B*</b>
① 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	34.1%	65%		—	E
② 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	6都道府県	23都道府県	47都道府県	45都道府県	B
③ 12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	7都道府県	28都道府県	47都道府県	37都道府県	B
④ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加	26都道府県	36都道府県	47都道府県	46都道府県	B

# 歯・口腔の健康づくりプランの概要（案）

全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる生涯を通じた歯科口腔保健を実現することを目的に、歯科口腔保健に関する施策等を総合的に推進するための基本的な事項を示し、令和6年度から令和17年度までの「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）」（歯・口腔の健康づくりプラン）を推進する。

## 歯・口腔健康づくりプランのコンテンツ

### **1) 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針**

1. 歯・口腔に関する健康格差の縮小
2. 歯科疾患の予防
3. 口腔機能の獲得・維持・向上
4. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健
5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

### **2) 歯科口腔保健を推進するための目標・計画に関する事項**

※歯科口腔保健の推進のための基本的な方針についてそれぞれ目標・計画の設定及び評価の考え方を示す。

### **3) 都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項**

※地方公共団体における歯科口腔保健推進に関する目標・計画の設定及び評価の際の留意事項を示す。

### **4) 歯科口腔保健を担う人材の確保・育成に関する事項**

### **5) 調査及び研究に関する基本的な事項**

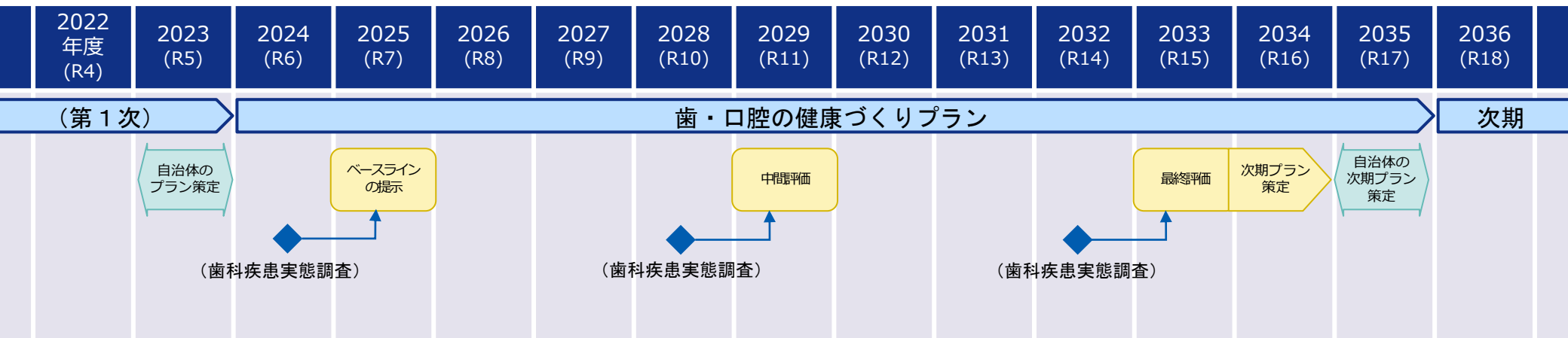
※歯科口腔保健に関する調査の実施及び活用や研究の推進に関する事項を示す。

### **6) その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項**

※歯科口腔保健に関する正しい知識の普及、歯科口腔保健を担う者の連携及び協力、大規模災害時の歯科口腔保健に関する事項を示す。

# 歯・口腔の健康づくりプランのスケジュール（案）

- 歯・口腔の健康づくりプランの計画期間については、健康日本21（第3次）をはじめとした他の計画（医療計画、医療費適正化計画等）との計画期間を一致させ、整合性を図るために、令和6年度から令和17年度までの12年間とする。
- 歯・口腔の健康づくりプランの中間評価をプラン開始後6年を目処に、最終評価を同10年を目処に行い、計画期間中に次期（令和18年度開始）の基本的事項の策定のための期間を設ける。
- 歯・口腔の健康づくりプランの評価のためのベースラインはプラン初年度である令和6年度の値とし、目標値は令和14年度として設定する。
- ベースラインの提示・中間評価及び最終評価に必要なデータソースである歯科疾患実態調査は、次期基本的事項の評価実施時期を踏まえ、令和6年度から4年ごとに実施する。



# 歯科口腔保健パーパス（最終案）

歯・口腔の健康づくりプランが目指す方向性を明確化し実現していくために、歯科口腔保健パーパス（社会的な存在意義・目的・意図）を設定する。

## これまでの成果

- こどものう蝕の減少・高齢者の歯数の増加にみられる口腔衛生の改善傾向
- 歯科保健医療へのアクセスが困難な者への対応の改善
- 自治体などによる口腔の健康づくりの取組の推進
- 診療報酬等による口腔管理等への対応
- 国民の歯科口腔保健への関心の向上

## 課題

- 基本的事項（第1次）の一部の指標が悪化
- 定期的な歯科検（健）診の受診率
- 歯や口腔の健康に関する健康格差や地域格差
- 自治体内外の関係部局・関係職種や職域等の連携
- PDCAサイクルの推進が不十分
- 新興感染症発生時等のデータ収集における課題

## 予想される 歯科口腔保健を取り巻く環境の変化

- 総人口減少、こども・若者の減少、高齢化の進展
- デジタルトランスフォーメーションの加速
- PHRを含めたデータヘルスのさらなる活用

## 歯科口腔保健パーパス Oral Health Purpose

## 全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる 歯科口腔保健の実現

### ① 個人のライフコースに沿った歯・口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備

### ② より実効性をもつ取組を推進するために適切なPDCAサイクルの実施

- 様々なライフステージにおける課題に対する切れ目のない歯科口腔保健施策を展開するとともに、ライフコースアプローチに基づいた歯科口腔保健施策の推進
- 様々な担い手が有機的に連携することによる社会環境の整備
- 基本的な歯科口腔保健に関する情報収集体制と管理体制の確立
- 各地域・社会状況等に応じた適切なPDCAサイクルを実行できるマネジメント体制の強化

# 歯科口腔保健の推進に関するグランドデザイン（最終案）

歯科口腔保健パーパスの実現のために、以下に示す方向性で歯・口腔の健康づくりを進める。

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

適切な食生活の実現や社会生活等の質の向上

歯・口腔の健康が関わる疾病の予防・重症化予防

健康で質の高い生活のための歯科口腔保健の実現  
歯・口腔に関する健康格差の縮小

歯・口腔の  
健康のための  
個人の行動変容

口腔機能の獲得・維持・向上

良好な  
口腔領域の  
成長発育

歯科疾患の  
発症予防

歯科疾患の  
重症化予防

生涯にわたる  
歯・口腔の健康

歯科口腔保健の推進のための社会環境の整備

誰一人取り残さないユニバーサルな歯科口腔保健を実現するための基盤の整備

歯科口腔保健を通じた医療への橋渡し

様々なサービス等との有機的な連携

ライフステージごとの特性・ライフコースアプローチを踏まえた歯・口腔の健康づくり

# 歯科口腔保健の推進に関するロジックモデル（最終案）

歯科口腔保健パーパス等を踏まえた歯科口腔保健の推進に向けて参考とするロジックモデルを示す。

## インプット ストラクチャー

地方公共団体等における歯科口腔保健に関する体制整備への取組み

- 都道府県による市町村支援
- 歯科口腔保健施策に関わる歯科専門職の配置・養成
- 口腔保健支援センターの設置
- 歯科口腔保健の推進に関する条例の制定及び基本的事項や計画の策定
- 関連部局との連携への取組み 等

地方公共団体等による歯科口腔保健事業等の実施

- 歯科保健指導事業
- 歯科検（健）診事業
- 研修・調査・広報活動事業
- フッ化物応用等のう蝕対策事業
- 歯周病対策事業（禁煙支援等の後方支援を含む）
- 口腔機能に関する事業
- 障害者（児）・要介護高齢者に関する事業（在宅に関する事業を含む）
- 医科歯科連携や食育等の事業 等

歯科医療機関等による歯科保健・医療提供体制の確保

- 歯科医療機関の診療体制の確保
- 障害者（児）・要介護高齢者等に関する歯科専門職等の知識・技術の向上
- 障害者（児）・要介護高齢者等が利用する施設等での歯科検（健）診や診療の提供
- 歯科疾患予防サービス・歯科医療の提供
- 歯科医療機関間の連携・医科歯科連携・病診連携等の連携体制の確保 等

## アウトプット

歯科口腔保健を更に推進するための社会環境の整備

- 歯科口腔保健施策に関わる行政職員の確保・資質の更なる向上
- PDCAサイクルに沿った効果的な歯科口腔保健の推進
- 障害者施設・介護施設・在宅等における歯科検（健）診・診療の実施
- 学校・保育園・職域等も含めた多部局にわたる連携体制の確立
- 医科歯科連携の更なる推進
- 大規模災害時に必要な歯科保健サービスの提供体制の構築 等

個人のライフコースに沿った歯科口腔保健へのアプローチ

- 歯科口腔保健への意識の向上
- より適切なセルフケアの実施
- フッ化物応用の実施
- 歯科検（健）診の受診
- 必要な歯科診療の受診 等

## アウトカム

歯科疾患の予防・重症化予防

- う蝕の減少
- 未処置歯の減少
- 歯周病の減少
- 口腔粘膜疾患等その他の疾患の減少 等

歯の喪失の防止

口腔機能の獲得・維持・向上

- 口腔習癖の改善
- 良好な口腔の成長・発育
- 歯の喪失の防止
- 咀嚼良好者の増加
- 口腔機能が低下する者の減少 等

生涯にわたる  
歯・口腔の健康

歯・口腔に関する  
健康格差の縮小

歯・口腔の健康が関わる疾病の  
予防・重症化予防

## インパクト

適切な食生活の実現や  
社会生活等の質の向上

健康寿命の延伸・健康格差の縮小



# 歯・口腔の健康づくりプランの目標と指標 一覧 (案)

目 標	指 標	目 標 値
<b>第 1. 歯・口腔に関する健康格差の縮小</b>		
<b>一 歯・口腔に関する健康格差の縮小によるすべての国民の生涯を通じた歯科口腔保健の達成</b>		
① 歯・口腔に関する健康格差の縮小	ア 3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合	0%
	イ 12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数	25都道府県
	ウ 40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合	5%
<b>第 2. 歯科疾患の予防</b>		
<b>一 う蝕の予防による健全な歯・口腔の育成・保持の達成</b>		
① う蝕を有する乳幼児の減少	3歳児で4本以上のう蝕のある歯を有する者の割合(再掲)	0%
② う蝕を有する児童生徒の減少	12歳児でう蝕のない者の割合が90%以上の都道府県数(再掲)	25都道府県
③ 治療していないう蝕を有する者の減少	20歳以上における未処置歯を有する者の割合	20%
④ 根面う蝕を有する者の減少	60歳以上における未処置の根面う蝕を有する者の割合	5%
<b>二 歯周病の予防による健全な歯・口腔の保持の達成</b>		
① 歯肉に炎症所見を有する者の減少	ア 10代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	10%
	イ 20代～30代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	15%
② 歯周病を有する者の減少	40歳以上における歯周炎を有する者の割合	40%
<b>三 歯の喪失防止による健全な歯・口腔の育成・保持の達成</b>		
① 歯の喪失の防止	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合(再掲)	5%
② より多くの自分の歯を有する高齢者の増加	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	85%
<b>第 3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上</b>		
<b>一 生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上の達成</b>		
① よく噛んで食べることができる者の増加	50歳以上における咀嚼良好者の割合	80%
② より多くの自分の歯を有する者の増加	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合(再掲)	5%
<b>第 4. 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健</b>		
<b>一 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進</b>		
① 障害者・障害児の歯科口腔保健の推進	障害者・障害児が利用する施設での過去1年間の歯科検診実施率	90%
② 要介護高齢者の歯科口腔保健の推進	要介護高齢者が利用する施設での過去1年間の歯科検診実施率	50%
<b>第 5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備</b>		
<b>一 地方公共団体における歯科口腔保健の推進体制の整備</b>		
① 歯科口腔保健の推進に関する条例の制定	歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している保健所設置市・特別区の割合	60%
② PDCAサイクルに沿った歯科口腔保健に関する取組の実施	歯科口腔保健に関する事業の効果検証を実施している市町村の割合	100%
<b>二 歯科検診の受診の機会及び歯科検診の実施体制等の整備</b>		
① 歯科検診の受診者の増加	過去1年間に歯科検診を受診した者の割合	95%
② 歯科検診の実施体制の整備	法令で定められている歯科検診を除く歯科検診を実施している市町村の割合	100%
<b>三 歯科口腔保健の推進等のために必要な地方公共団体の取組の推進</b>		
① う蝕予防の推進体制の整備	15歳未満でフッ化物応用の経験がある者	80%

# 歯・口腔の健康づくりプランにおける参考指標（案）

参考指標	目標値
<b>第2. 歯科疾患の予防</b>	
<b>一 う蝕の予防による健全な歯・口腔の育成・保持の達成</b>	
あ 3歳児でう蝕のない者の割合	95%
い 12歳児でう蝕のない者の割合	95%
<b>二 歯周病の予防による健全な歯・口腔の保持の達成</b>	
あ 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合	10%
い 40歳代における歯周炎を有する者の割合	25%
う 60歳代における歯周炎を有する者の割合	45%
<b>三 歯の喪失防止による健全な歯・口腔の育成・保持の達成</b>	
あ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合	95%
<b>第3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得・維持・向上</b>	
<b>一 生涯を通じた口腔機能の獲得・維持・向上の達成</b>	
あ 60歳代における咀嚼良好者の割合	80%
い 80歳での咀嚼良好者の割合	70%
<b>第5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備</b>	
<b>一 地方公共団体における歯科口腔保健の推進体制の整備</b>	
あ 市町村支援を実施している都道府県数	47都道府県
い 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（歯科口腔保健計画を含む）を策定している市町村の割合	100%
<b>三 歯科口腔保健の推進等のために必要な地方公共団体の取組の推進</b>	
あ 乳幼児期におけるフッ化物塗布に関する事業を実施している市町村の割合	80%
い 学齢期におけるフッ化物洗口に関する事業を実施している市町村の割合	60%
う 歯周病に関する事業を実施している都道府県数	47都道府県
え 口腔機能の育成に関する事業を実施している都道府県数	47都道府県
お 口腔機能低下対策に関する事業を実施している都道府県数	47都道府県
か 障害者・障害児に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数	47都道府県
き 要介護高齢者に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数	47都道府県
く 在宅等で生活等する障害者・障害児に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数	47都道府県
け 在宅等で生活等する要介護高齢者に関する歯科口腔保健事業を実施している都道府県数	47都道府県
こ 医科歯科連携に関する事業を実施している都道府県数	47都道府県